

## 総合公園清掃業務仕様書

## 1. 基本方針

- (1) 計画的な作業を実施し、清掃効果を充分発揮させるように心掛けること。
- (2) 各床材の特性を検討し、最適な清掃資材を使用すること。

## 2. 業務内容

## (1) 日常清掃

- ① 日常清掃は休業日を除く毎日、当施設に支障のないよう実施すること。特に建物利用者の迷惑とならぬよう混雑時を極力避けて行うこと。

※休業日・・・毎週火曜日（その日が祝日に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日））及び年末年始。

- ② 各管理棟の出入口、玄関、ラウンジ、ロビー、トイレ、廊下、階段、観覧席等  
ア 床面はダストモップ、真空掃除機等を使用しゴミ、塵、埃が散乱しないようにすること。また、必要に応じ、水拭き又は適性洗剤を用いて汚れを除去するものとする。

イ カーペット部分については、真空掃除機で念入りに塵埃を除去すること。

ウ 玄関、出入口のドア及び手の届く範囲のガラスは、常に窓拭き又は洗剤拭きを行い、金属部分は光沢を失わないようにすること。

エ マット類は真空掃除機を使用し、汚れがひどい時は洗剤を用いて洗浄すること。

オ ロビー、ラウンジ等の備品類の整理整頓に努めること。

カ 屑入れの内容物を処理すること。

キ 各床材に合った清掃を行うこと。

ク 常に来場者に不快感を与えないように清潔にしておくこと。

- ③ 各管理棟の湯沸室、シャワールーム、トイレ等

ア 床面は乾いたモップで水分を拭き取ること。

イ 洗面台、鏡、化粧台、湯沸器、便器等は適切な方法で洗い拭きし、常に清潔で良好な状態を保持すること。

ウ 茶がら、紙くず等の搬出処理は、随時適切に行うこと。

エ ドア、間仕切りは水拭きし、清潔にしておくこと。

オ 衛生用消耗品は、使用に支障をきたさぬよう補給すること。

カ 金属部分は、光沢を保つようにすること。

キ 屑入れの内容物を処理すること。

ク 常に来場者に不快感を与えないように清潔にしておくこと。

- ④ 各管理棟の事務室、大体育室、小体育室、柔道場、剣道場、師範室、トレーニングルーム、集会室、会議室、更衣室、控室、医務室等

ア 室内は清掃用具を用いて適宜清掃すること。（床フロアのヒールマーク等は随時除去すること。）

イ 窓枠、吊木等は埃を払い水拭きすること。

ウ 机上、椅子、電話機等は、汚れに応じて水拭き又は空拭きすること。

エ カーペット部分は、真空掃除機で塵埃を除去すること。

オ 屑入れの内容物を処理すること。

カ 各部屋に応じて清掃し、特に汚れがある場合には適性洗剤を用いて清潔にしておくこと。

⑤ 野球場、陸上競技場、水生植物園、座生調節池スポーツ広場

ア 利用時間以外の時間に掃き、拭き掃除を行うこと。

イ 屋外トイレは常に来場者に不快感を与えないように清潔にしておくこと。

ウ 屑入れの内容物を処理すること。

⑥ 庭球場、自由大広場、芝生広場、子供冒険の森、林内園地、憩いの広場、園路、プレイロット、プロムナード、駐車場等

ア 利用時間以外の時間に掃き、拭き掃除を行うこと。植え込みの中についてもゴミ拾いを行うこと。

イ 屑入れの内容物を処理すること。

⑦ 園内敷地

ア 必要に応じ、植え込みの簡易除草及び散水を行うこと。

イ 掲揚台の三旗の掲揚及び降納。

ウ 屑入れ、喫煙所の灰皿の内容物を処理すること。

(2) 定期清掃

① 定期清掃は当施設に支障のないよう実施すること。

② 床清掃（トイレ・ラウンジ等を含む） 月1回

容易に移動可能なものは、移動し、塵埃を取り除いてからフロアクリーナー（洗剤）を使用して床面を洗浄し、汚水は、ドライワイパー又は空拭きにより完全に取り去り、（特にヒールマーク等）通路等は、ワックスがけを行うこと。また、体育室等の床フロア清掃は、乾式モップ等による除塵製清掃とする。トイレは、モップ等を用いて清掃すること。

③ 窓ガラス清掃 年4回

ガラス用洗剤等で汚れを取り除き、乾布にて拭き仕上げを行うこと。

④ 照明設備清掃 年1回

照明器具は、洗浄して水拭きし、さらに空拭きすること。

⑤ ブラインド清掃 年2回

各ブラインドを取り外し、洗剤等で汚れを取り除き、さらに水洗いしをして乾燥後に取り付けること。

⑥ 会議室等カーペット部分清掃 年2回

真空掃除機で塵埃を除去後、洗浄機器を用い洗浄し、完全に乾燥させること。

⑦ 換気扇口清掃 年1回

塵埃を除去した後、洗剤等で汚れを取り除くこと。

(3) 衛生管理

新型コロナウイルス感染症については、終息の見通しが立たない状況にあることから、感染症拡大防止のために必要な情報収集に努め、野田市と協議し適切な対応を行うこと。

対応に当たっては、国、千葉県及び野田市が示すガイドラインや予防・防止対策を遵守又はこれに準じて行い、万全を期すこと。

3. その他

(1) 作業の実施にあたっては、衛生及び火気取り扱いに特に留意すること。

(2) 電気、水道の使用については、極力節約に努めるとともに清掃用具は、所定の場

- 所に整理しておくこと。
- (3) 作業日誌は、毎日作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園廃棄物、資源物の収集運搬業務仕様書

### 1 業務内容

ごみ袋を購入し、総合公園で発生した一般廃棄物、資源物を関係法令に従って適正に処理すること。

### 2 一般廃棄物・資源物の種類及び収集回数

(1) 可燃ごみ・・・月2回以上

(2) 不燃ごみ・・・月1回以上

(3) カン、ビン、ダンボール、ペットボトル・・・月1回以上

### 3 関係法令の厳守

業務の実施にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、道路運送法、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びこれらの関係法令を厳守しなければならない。

## 総合公園産業廃棄物収集運搬処理業務仕様書

## 1 業務内容

ごみ袋を購入し、総合公園で発生した産業廃棄物を関係法令に従って収集・運搬・処理すること。

## 2 産業廃棄物の種類と収集回数

廃プラスチック類・・・月2回以上

## 3 関係法令の厳守

業務の実施にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、道路運送法、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びこれらの関係法令を厳守しなければならない。

## 4 その他

(1) 業務の実施にあたり産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを野田市に提出すること。

(2) ごみ袋はビニール袋（90リットル）を使用すること。

## 総合公園体育館害虫等防除業務仕様書

1 業務回数  
年1回

2 業務内容  
「野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル」に基づき防除を行うこと。  
(体育館 5,406 m<sup>2</sup>、水泳場 956 m<sup>2</sup>、野球場 257 m<sup>2</sup>、陸上競技場 3,326 m<sup>2</sup>)

## 総合公園体育館消防設備保守点検業務仕様書

## 1 業務内容 下記設備の保守点検

## (1) 体育館

設備の名称	点検する機器の名称	数 量	年間点検回数
消火器	小型	21本	2回
	大型	1台	2回
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1組	2回
	制御盤	1面	2回
	消火栓	10台	2回
	呼水装置	1基	2回
	放水試験	1式	2回
自動火災報知設備	受信機	1台	2回
	差動式スポット型感知器	47個	2回
	定温式スポット型感知器	12個	2回
	煙感知器(光電式スポット型)	50台	2回
	発信機	10個	2回
	表示灯	10個	2回
	消火栓始動装置	1台	2回
	常用電源	1式	2回
	予備電源	1式	2回
非常放送設備	増幅器	1台	2回
	スピーカー	1式	2回
	常用電源	1式	2回
	予備電源	1式	2回
誘導灯	誘導灯点検	38灯	2回
	配線点検	1式	2回
防排煙制御設備	防排煙制御設備点検	1式	2回

## (2) 水泳場

設備の名称	点検する機器の名称	数 量	年間点検回数
消火器	小型	6本	2回
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1組	2回
自動火災報知設備	受信機	1台	2回
	差動式スポット型感知器	35個	2回
	定温式スポット型感知器	1個	2回
	煙感知器(イオン化式スポット型)	2台	2回
	煙感知器(光電式スポット型)	1台	2回
	発信機	10個	2回
	表示灯	10個	2回
	常用電源	1式	2回
予備電源	1式	2回	
非常放送設備	増幅器	1台	2回

	スピーカー	1 式	2 回
	常用電源	1 式	2 回
	予備電源	1 式	2 回
誘導灯	誘導灯点検	6 灯	2 回
	配線点検	1 式	2 回

(3) 陸上競技場

設備の名称	点検する機器の名称	数量	年間点検回数
消火器	小型	10 本	2 回
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1 組	2 回
	制御盤	1 面	2 回
	消火栓	6 台	2 回
	呼水装置	1 基	2 回
	放水試験	1 式	2 回
自動火災報知設備	受信機	1 台	2 回
	差動式スポット型感知器	9 個	2 回
	定温式スポット型感知器	9 個	2 回
	煙感知器 (光電式スポット型)	45 個	2 回
	発信機	5 個	2 回
	表示灯	6 個	2 回
	消火栓始動装置	1 台	2 回
	常用電源	1 式	2 回
	予備電源	1 式	2 回
防排煙設備	制御盤	1 台	2 回
	自動閉鎖装置 (防火扉)	1 台	2 回
	煙感知器	1 台	2 回
非常放送設備	増幅器	1 台	2 回
	スピーカー	34 個	2 回
	常用電源	1 式	2 回
	予備電源	1 式	2 回
誘導灯	誘導灯点検	7 灯	2 回
	配線点検	1 式	2 回
点検報告書作成		1 式	2 回



## 総合公園機械警備業務仕様書

## 1 業務目的

体育館、野球場、水泳場及び陸上競技場（以下、警備対象施設という。）の財産の保護に任じ、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

## 2 業務内容

- (1) 火災、盗難及び破壊行為の拡大を防止すること。
- (2) 事故確知時に関係先へ通知及び連絡を行うこと。
- (3) 警備実施事項について報告すること。

## 3 警備方法

機械警備

## 4 警備基準時間

開場日： 21時から翌8時30分までとする。

休場日： 8時30分から翌8時30分までとする。

## 5 警備実施時間

前記警備基準時間内において、警備対象施設が無人の状態となり警備対象施設からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、警備対象施設からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに、警備を終了する。

但し、基準時間以外に警報装置警戒の状態にあるときは、警備実施時間とする。

## 6 警備仕様

## (1) 警報装置

① 警備対象施設で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報できるものであること。

② 警備に必要な適合機器の配置及び種類、数量は警備に十分な物を備えること。

## (2) ガードセンター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持できるものであること。

## (3) 機動隊

ガードセンターと連絡を保持し、警備対象施設の異常事態に備えるものであること。

## 7 異常事態発生における処置

(1) 警報受信装置により、警備対象施設に異常事態が発生したことを確知したときは、機動隊を速やかに急行せしめ異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたらせること。

(2) 警備対象施設に到着した機動隊は、異常事態を確認後ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。

## 8 事故

事故発生の際は速やかに電話もしくは口頭で野田市に報告するとともに後刻書面をもって報告すること。

9 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、厳重に取扱い保管すること。

10 警報装置の保守点検

警備対象施設に設置された警報装置の機能については、適宜保守点検を行うこと。

## 総合公園受水槽清掃業務仕様書

1 業務場所  
総合公園体育館及び水泳場

2 業務回数  
年 1 回

3 業務内容  
(1) 受水槽清掃業務 一式  
(2) 水質検査 (10項目)

検 査 項 目	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/l)
塩化物イオン	(mg/l)
有機物 (全有機炭素の量)	(mg/l)
一般細菌	(個/ml)
大腸菌	
P H 値	
臭 気	
味	
色 度	(度)
濁 度	(度)

4 作業報告書  
点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園電気設備保安管理業務仕様書

## 1. 自家用電気工作物の概要

- (1) 事業所名 野田市総合公園
- (2) 所在地 野田市清水958
- (3) 設備容量 700キロボルトアンペア
- (4) 受電電圧 6600ボルト

## 2. 業務内容

野田市総合公園の自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため電気事業法第42条第1項の規定に基づき定める保安規程により当該電気工作物の保安管理業務を行う。

## 3. 特記事項

保安管理業務を行うにあたり、原則として次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自家用電気工作物の維持・管理の主体であり、当該電気工作物について電気事業法第39条第1項の義務を負うものとする。
- (2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重しなければならない。
- (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。
- (4) 電気主任技術者として選任する者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わせなければならない。

## 総合公園体育館自動制御設備、中央監視盤 及び空調設備保守点検業務仕様書

1 点検機器

別紙自動制御設備、中央監視盤及び空調設備機器一覧のとおり

2 業務回数

年 1 回

3 点検内容

- (1) 外観確認、清掃
- (2) 誤差確認
- (3) 作動確認
- (4) ビスの増締め

4 点検項目

- (1) パッケージ形ヒートポンプ空調機システム

点検事項記入凡例 ○・・・点検済    ×印・・・不良要修理    ⊗・・・保守手入済

1	エアフィルター		13	操作回路配線絶縁	
2	ファンベアリングの給油		14	開閉器ヒューズ等	
3	駆動ベルト張り磨耗		15	熱交換器	
4	ファン用モーター		16	電磁弁	
5	ファン及びモーター異音		17	膨張弁	
6	保護装置の作動		18	温度調節器	
7	自動運転機構及び起動状況		19	表示灯	
8	冷(熱)媒の漏れ		20	異音、振動	
9	配管各部の漏れ		21	各部ネジのゆるみ等	
10	配管形状		22	保温、保冷外装	
11	仕切弁の動作		23	ダクト状況	
12	主回路配線絶縁		24	その他	

運転状況

運転状況確認	時	分頃	DP	High	kg/cm <sup>2</sup>	ON	OFF
外気 温度	℃	湿度	%	Low	kg/cm <sup>2</sup>	ON	OFF
冷却水温度 入口	℃	出口	℃	LP <sub>1</sub>	kg/cm <sup>2</sup>	LP <sub>2</sub>	kg/cm <sup>2</sup>
運転圧力 (kg/cm <sup>2</sup> )	高圧	No.1	No.2	電圧	V <sub>1</sub>	V <sub>2</sub>	V <sub>3</sub>
	低圧	No.1	No.2	圧縮機電流	A	送風機電流	A
油圧	No.1	No.2	圧縮機絶縁	MΩ	送風機電流	MΩ	
加湿器 (装置)							
備考							

(2) ポンプユニットシステム (消火ユニット給水ユニット循環ポンプ)

点検事項記入凡例○…点検済 ×印…不良要修理 ⊗…保守手入済

1	軸受 (ベアリング)		8	異音、振動	
2	グラント部		9	圧力計	
3	カップリング部		10	各部ネジのゆるみ等	
4	主回路配線絶縁		11	圧力スイッチ	
5	操作回路配線絶縁		12	電磁開閉器	
6	開閉器ヒューズ等		13	その他	
7	表示等				

運転状況

運転電流	A	運転電圧	V	運転圧力	kg/cm <sup>2</sup>
備考					

(3) 送風機及び換気扇システム (チューブファン)

点検事項記入凡例○…点検済 ×印…不良要修理 ⊗…保守手入済

1	主回路配線絶縁		6	運転電流	A
2	操作回路配線絶縁		7	運転電圧	V
3	開閉器ヒューズ等		8	Vベルト	
4	表示等		9	送風機の軸受	
5	異音、振動		10	その他	

備考

(4) ボイラーシステム

点検事項記入凡例○…点検済 ×印…不良要修理 ⊗…保守手入済

1	膨張タンク		10	燃料ポンプ	
2	水高計温度計		11	燃焼空気状態	
3	着火電極		12	自動運転装置	
4	着火トランス		13	ヒューズ保護装置	
5	オイルバーナー		14	電磁弁	
6	オイルフィルター		15	蒸気水管 温水管	
7	バーナーモーター		16	油圧計	
8	燃焼室内		17	煙突	
9	燃料タンク 配管		18	その他の制御装置	

備考

5 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

自動制御設備、中央監視盤及び空調設備機器一覧

名 称	機器番号	台数	備 考	仕 様	
消火ポンプユニット	P-2	1	形 KT-MT 川本	KTG-80×65.5 AC200V	1F機械室
給水ポンプユニット	P-1	2	形 65T-405X4S-M2.2X2PA	T405X4S-M2.2 タンク1.3m <sup>3</sup> 付 4P22M 川本	〃
オイルギヤポンプ	P-3	1	形 MMK-3065A 自吸式 AC200V	20A 6l/min 20M OC・OCH形 川本	〃
給湯循環ポンプ	P-4	1	形 P3- <sup>^</sup> 325-NO.25T AC200V	2P 32A 3M 0.050m <sup>3</sup> /min 川本	
電気機械室給気ファン	SF-1	1	形 NO.3 SRMII AC200V	送風機 エバラ	
ロビーホール給気ファン	SF-2	1	形 NO.4 SRMII AC200V	送風機 エバラ	
電気機械室排気ファン	EF-1	1	形 NO.3 SRMII AC200V	送風機 エバラ	
オイルタンク室排気ファン	EF-2	1	形 TFB-37 AC200V	チューブラファン 旭電業	高所
1階便所ファン	EF-3	1	形 TFD2-50T AC200V	〃 〃	〃
シャワー室ファン	EF-4	1	形 TFD2-60T AC200V	〃 〃	〃
2階便所排気ファン	EF-5	1	形 TFD2-40 AC200V	〃 〃	〃
自動販売機室排気ファン	EF-6	1	形 TFD1-30 AC200V	〃 〃	〃
大体育室排気ファン	EF-7	8	形 QJ-90GTA AC200V	大換気扇 90cm 1360×1200×523 三菱	〃
小体育室排気ファン	EF-8	4	形 QH-60DTC AC200V	〃 60cm 710□ 三菱	〃
格技室排気ファン	EF-9	4	形 QH-60DTC AC200V	〃 60cm 710□ 三菱	〃
小体育室器具庫排気ファン	EF-10	1	形 QH-50CTC AC200V	〃 50cm 620□ 三菱	〃
大体育室器具庫換気扇	EF-12	4	形 PF-30BTC AC200V	有圧換気扇 30cm 420□ 三菱	〃
小体育室給気ファン	FU-2	1	形 NO.5 SRMII AC200V	送風機 エバラ	
大体育室給気ファン	FU-1	2	形 NO.8 SRMII AC200V	送風機 エバラ	
格技室給気ファン	FU-3	2	形 NO.3 SRMII AC200V	送風機 エバラ	
控室系統パッケージ	PAC-1	1	形 CS-3AH3N 室外 CU-3RH2		松下
控室系統加湿器	PAC-1			超音波形 ウェットマスター	
事務室系統パッケージ	PAC-2	1	形 CS-5AHD3N 室外 CU-5RH2		松下
事務室系統補助ヒーター	PAC-2				
事務室系統加湿器	PAC-2			超音波形 ウェットマスター	
ラウンジ系統パッケージ	PAC-3	1	形 FRYP450B 室外 CRYP224AA		ダイキン
集会室系統パッケージ	PAC-4	1	形 CS-8AH4KE 室外 CU-8RH4		松下
集会室系統補助ヒーター	PAC-4				
集会室系統加湿器	PAC-4			超音波形 ウェットマスター	
集会室系統パッケージ	PAC-5	1	形 CS-3AH3N 室外 CU-3RH2		松下
集会室系統補助ヒーター	PAC-5				
集会室系統加湿器	PAC-5			超音波形 ウェットマスター	
トレーニング室系統パッケージ	PAC-6	1	形 RDA-AP2244HP 室外 ROP-AP2245HT-1		東芝キャリア
トレーニング室系統パッケージ	PAC-7	1	形 FDF1252H 室外 FDC1252H		東芝
2階事務室系統パッケージ	PAC-9	1	形 FDF712H 室外 FDC712H		東芝
ボイラー	B-1	1	形 TBS-132WKR	ネボン(株)	3Fボイラー室

## 総合公園体育館污水处理施設維持管理業務仕様書

## 1 業務内容

- (1) 污水处理施設及びこれに附属する諸施設の機能の保守点検業務
- (2) 污水处理施設清掃業務
- (3) 水質検査
- (4) 余剰汚泥の調整業務
- (5) 浄化槽法第11条に基づく法定検査

## 2 業務回数

- (1) 保守点検 4回/月
- (2) 水質検査
  - ① BOD(生物化学的酸素要求量) 1回/月
  - ② SS(浮遊物または懸濁物質) 1回/月
  - ③ PH(水素イオン濃度指数) 1回/月
  - ④ 大腸菌群数 1回/月
  - ⑤ COD(化学的酸素要求量) 1回/月(4, 5, 6, 10, 11, 12, 1, 2, 3月)
  - 〃 2回/月(7, 8, 9月)
- (3) 法定検査 1回/年(5月)

## 3 保守点検項目

- (1) 送風機の正常運転確認及びアンペアメーターの記録
  - ① オイルグリースの補充
  - ② 空気取入、フィルターエレメントの清掃
  - ③ ベルト等の点検
- (2) ろ過機及び水中ポンプの正常運転確認及びアンペアメーターの記録
  - ① 異物等の除去
  - ② 自動スイッチ等の点検
- (3) コミューター(カッター)の正常運転確認及びアンペアメーターの記録
  - ① 異物等の除去
  - ② グリース補充
- (4) 滅菌器
  - ① 薬剤の補充
  - ② 器具の点検、調整

## 4 作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。



## 総合公園体育館床ウレタン塗装業務仕様書

- 1 施工場所  
大体育室・小体育室（総床面積 2, 0 4 0 m<sup>2</sup>）
- 2 業務回数  
年 1 回
- 3 使用ウレタン  
和信化学工業(株) アクレックスNo.3 5 0 0 フロアもしくは同等品以上のもの
- 4 作業内容  
水性ポリウレタン 1 液型塗布（1 回塗り）

## 【事前】

- (1) 床面調査  
事前に床面の調査を行い、補修等必要箇所・床面の状態確認を行うこと。

## 【施工】

- (1) ダस्टィング  
作業に入る前にモップにて清掃を行い、大きなゴミを取る。環境に配慮し、油分は洗浄により排除する。シンナー等の溶剤は使用しないこと。
- (2) 目粗し・清掃作業  
ポリッシャー・パット（# 1 0 0 ～ 1 2 0）等を用いて研磨粉が発生しないよう十分配慮し、床面の汚れ落としと目粗しを行うこと。  
※ 機械の届かない部分は手作業で行うこと。
- (3) 床面最終チェック  
汚れ落とし及び目粗し後、再度床面の確認をし、汚れが残っている場合、速やかに汚れを落とすこと。
- (4) コートライン塗装  
コートラインが消えているところは同色で補修すること。
- (5) コーティング  
アクレックスNo.3 5 0 0 フロア原液を計量カップにとり、床面平米あたり 1 0 0 g を直接均等に撒き、アプリケーション等を用いて床面に塗布していくこと。（ウレタンに気泡ができないように注意すること。）  
作業の際、塗り溜まり・塗り残しがないよう注意しながら塗布すること。  
※ ただし、1 回の塗布作業はダボ栓の幅を基準とし縦 1. 2 から 1. 5 メートル×横 5 ～ 6 メートルとすること。  
※ 塗料原液は水で希釈しないこと。
- (6) 乾燥養生  
ウレタン塗膜が乾燥するまで人の出入りを禁止し、乾燥させること。  
※ フロア使用可能になるまで養生させること。

## 総合公園体育館間仕切り保守点検業務仕様書

## 1 業務箇所

大体育室 3 基、格技室 1 基

## 2 業務回数

年 1 回

## 3 点検内容

区分 項目	点検項目	検査方法	判定基準
1. バトンと ワイヤー	1. バトンと床の隙間	目視	1. 規定の隙間があること
	2. 吊りワイヤーのゆるみ	目視・指触	2. ゆるみがないこと
	3. バトン固定部のワイヤー	〃	3. ゆるみ、ズレがないこと
	4. ワイヤーの異常	〃	4. キンクがないこと 異常摩擦、破損がないこと
	5. ドラムのワイヤー巻取り	目視	5. 正しく巻き取られていること
2. 間仕切	1. シートの損傷	目視	1. ないこと
	2. ネットの損傷	〃	2. 〃
	3. シートのゆるみ	〃	3. 〃
	4. ネットのゆるみ	〃	4. 〃
	5. ネット・シートの間の異物	〃	5. 〃
3. 駆動部	1. モーター固定部	目視・指触	1. ゆるみがないこと
	2. ドラム固定部	〃	2. 〃
	3. カバーの固定部	〃	3. 〃
	4. チェーンのゆるみ	〃	4. 〃
	5. リミットスイッチの固定部	〃	5. 〃
	6. フレーム上の異物	〃	6. ないこと
	7. 昇降時の異常音	聴覚	7. 異常音がないこと
	8. リミットスイッチの上限 〃 の下限	目視 〃	8. 定位置で停止のこと 〃
	9. 非常停止	〃	9. 作動すること
4. 制御盤	1. 外観	目視	1. 腐食・損傷がないこと
	2. 施錠	〃	2. 異常ないこと
	3. 表示ランプ	〃	3. 正しく表示すること
	4. 接続端子	〃	4. 腐食・ゆるみがないこと
	5. 絶縁抵抗	測定	5. 測定値以上あること

## 4 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園体育館移動観覧席保守点検業務仕様書

- 1 業務箇所  
大体育室
- 2 業務回数  
年 1 回
- 3 点検内容  
点検、調整及び注油
- 4 点検作業報告書  
点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園体育館照明設備保守点検業務仕様書

### 1 点検場所

- (1) 大体育室
- (2) 小体育室
- (3) 格技室

### 2 点検機器

- (1) 照明器具
- (2) ランプ
- (3) 安定器
- (4) 昇降装置
- (5) 昇降操作盤

### 3 点検内容

- (1) ランプ点灯試験
- (2) 昇降装置動作試験
- (3) 昇降操作盤点検
- (4) 照明器具清掃
- (5) 照度測定

### 4 点検回数

年 1 回

### 5 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園体育館運動器具保守点検業務仕様書

## 1 点検回数

年 2 回

## 2 点検内容

- (1) 器具の油汚れ（摩擦部を含む）
- (2) チェーンの磨耗
- (3) ワイヤの傷
- (4) 滑車の磨耗
- (5) ボルト、ネジの緩み及び変形
- (6) 枠のゆがみ
- (7) カバーの亀裂やはがれ
- (8) 床金具、天板の開閉具合
- (9) 接続部破損
- (10) 電気系統の不具合

点検結果に応じて清掃、注油及び調整等の措置を講じること。

## 3 点検器具

名 称	数 量	名 称	数 量
バスケットゴール	2 対	コンビネーションマシン	1 台
テーブルローラー	1 台	ツイストマシン	1 台
エアロバイク	7 台	アブドミナルボード	2 台
卓球台	3 2 台	ランニングマシン	3 台
アブドミナルボードラダー	1 台		

## 4 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## クライミングウォール保守点検業務仕様書

## 1 施設概要

- (1) 高さ 10.5 m
- (2) 幅 垂直壁 2.7 m 前傾壁 3.6 m
- (3) 材質 ガラス繊維強化プラスチック (FRP) 製
- (4) 背面材 鋼製角パイプ

## 2 点検回数

年 2 回

## 3 点検内容

- (1) 表面
  - ①パネル取り付けの緩み、ひび割れ、腐食
- (2) 裏面
  - ①ホールド用ナットの状態
  - ②プロテクション用ナットの状態
  - ③プロテクション用補強の状態
- (3) 構造
  - ①鉄骨、単管等のボルト締め付け状態
  - ②鉄骨、単管等のひび割れ、腐食

## 4 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園体育館トレーニング指導業務仕様書

## 1 業務内容

## (1) トレーナー業務

- ① トレーニングルームの利用者登録の受付、説明、管理
- ② トレーニングルームの利用者講習会（1週間に8回、1時間程度）
  - ・講習会参加者の受付、説明
  - ・トレーニングルームを利用する際の説明（受付から退館までの流れ）
  - ・機器の利用説明
  - ・各教室の説明
  - ・健康体づくりに関する情報提供
- ③ トレーニングルームの運動器具等の保守点検、清掃、簡易修繕
- ④ 利用者に対する機器の利用説明、指導、監督
- ⑤ トレーニングルーム利用に関するチラシ及びプログラムチラシ作成
- ⑥ その他指導に関する一切の業務

## (2) インストラクター業務

- ① 健康体操及び矯正体操指導（エアロビクス、ストレッチ、ダンベル体操等）を1日に1回30分で5回以上実施すること。

(参考)

時間	水	金	日
11:00～11:30	エアロビクス	エアロビクス	エアロビクス
11:30～12:00	ストレッチ	ダンベルエクササイズ	ストレッチ
14:00～14:30	エアロビクス	エアロビクス	エアロビクス
14:30～15:00	ダンベルエクササイズ	ストレッチ	ダンベルエクササイズ
18:00～18:30	エアロビクス	エアロビクス	エアロビクス

- ② 運動処方（個別カウンセリング）
- ③ 個別プログラム指導、相談
- ④ 相談記録の管理

## 2 業務日

休館日以外の毎日

## 3 業務時間

1日8時間 午前10時から午後7時まで（休憩1時間）

## 4 業務日誌

業務日誌は、業務日に毎回作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園体育館特殊建築設備 定期検査報告委託業務仕様書

- 1 調査方法  
千葉県建築設備定期検査要領に従い検査すること。
  
- 2 実施回数  
年 1 回（7 月）
  
- 3 提出書類

(1) 定期検査報告書 （昇降機等以外の建築設備等）	2 部（正 1 ・ 副 1）
(2) 定期検査報告概要書 （昇降機等以外の建築設備等）	2 部（正 1 ・ 副 1）
(3) 昇降機等以外の建築設備定期検査結果書 （指摘事項がある場合のみ提出）	2 部（正 1 ・ 副 1）
(4) 建築設備定期検査項目表	1 部
  
- 4 その他  
報告書等を作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。



## 総合公園体育館特殊建築物 定期調査報告委託業務仕様書

- 1 調査方法  
千葉県建築物定期調査要領に従い調査すること。
- 2 実施時期  
3年毎（令和5年7月）
- 3 提出書類
  - (1) 定期調査報告書 2部（正1・副1）
  - (2) 定期調査報告概要書 2部（正1・副1）
  - (3) 建築物定期調査結果書 2部（正1・副1）  
（指摘事項がある場合のみ提出）
  - (4) 建築物定期調査表 1部
- 4 その他  
報告書等を作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 電話設備保守点検業務仕様書

- 1 業務箇所  
電話主装置 1 式  
多機能電話機 12 台(体育館 8 台、水泳場 3 台、野球場 1 台)
- 2 業務内容  
年 1 回定期試験、点検及び清掃を行う。
- 3 点検作業報告書  
点検整備報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 体育館自動ドア保守点検業務仕様書

## 1 点検回数

1年に2回の点検を行うものとする。

## 2 点検範囲

- (1) 1階正面外扉
- (2) 1階正面内扉
- (3) 1階多目的トイレ
- (4) B1階多目的トイレ

## 3 点検項目

- (1) サッシ部
- (2) 懸架部
- (3) 動力作動部
- (4) 制御装置
- (5) 電気回路
- (6) センサー部
- (7) オプション機器

## 2 点検報告書

点検報告書は、点検終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園体育館防火設備保守点検業務仕様書

建築基準法第 1 2 条 3 項の規定により、防火設備の検査結果を特定行政庁に報告する。

### 1 点検回数

年 1 回の点検を行うものとする。

### 2 点検範囲

#### (1) 防火扉 4 枚

- ①設置場所の周囲の状況
- ②扉、枠及び金物の劣化状況
- ③煙・熱感知器の感知状況
- ④連動機構の状況
- ⑤総合的な作動状況

#### (2) 防火シャッター 9 枚

- ①設置場所の周囲の状況
- ②駆動装置の劣化状況
- ③カーテン部、ケース、まぐさ及びガイドレールの劣化状況
- ④危害防止装置作動状況
- ⑤煙・熱感知器の感知状況
- ⑥連動機構の状況
- ⑦総合的な作動状況

### 3 点検報告書

点検報告書は、点検終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園体育館ボイラ保守点検業務仕様書

体育館のシャワー室給湯用ボイラ（シンクロヒータ）の定期点検を行う。

## 1 点検回数

年1回の点検を行うものとする。

## 2 点検範囲

## (1) 本体関係

- ①機器外観の劣化状況確認
- ②異常音、振動、水漏れの有無確認
- ③動作確認（補給水装置、感震器、漏電遮断器、過熱防止器、低水位遮断器等）
- ④缶体内の状態確認
- ⑤缶水の入替
- ⑥ネポクリンⅡ（腐食抑制剤）添加（年2回の添加を行う）

## (2) 電気関係

- ①マグネットスイッチの異音、過熱、チャタリングの有無確認
- ②端子、コネクタ類の接続状態確認
- ③絶縁抵抗、電圧等測定
- ④制御動作の機能確認

## (3) 燃焼関係

- ①バーナの分解清掃、状態確認
- ②燃圧の測定、調整、動作確認
- ③送風機の動作確認、異音、振動の有無確認
- ④排ガス濃度の測定
- ⑤フレイム電流値の測定
- ⑥点火、火移り、消火状態の確認
- ⑦機器停止中の燃料漏れの有無確認
- ⑧機器燃焼中の燃料漏れの有無確認
- ⑨機内排気漏れの有無確認

## (4) その他

シャワー室給湯用ボイラ（シンクロヒータ）の運転管理にあたり当然必要となる点検項目は、本業務に含まれる。

## 3 作業報告書

作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園野球場整備業務仕様書

## 1 整備内容

## (1) 内野グラウンド整備

- ①表層土の整正と攪拌。
- ②黒土 40m<sup>3</sup>・川砂 40m<sup>3</sup>の混合土を小運搬し敷均す。
- ③重機を使用して掘り起こし、混合土と現地土の攪拌。
- ④表層土の整正後、エンジンローラー・振動ローラーにて転圧。
- ⑤地盤高を測量し、不陸修正後、仕上げ転圧。
- ⑥計測し、ホームベース・ピッチャープレート・塁ベース交換設置。
- ⑦塩化カルシウム 2,500kg・化粧砂 2m<sup>3</sup>を散布。

## (2) ブルペン 2 箇所整備

## (3) 側溝、ダッグアウト内泥上げ及び清掃

## 2 整備時期

野球場休場期間内

## 3 作業報告書

作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園野球場浄化槽保守点検業務仕様書

## 1 浄化槽

- (1) 計画処理污水 し尿
- (2) 計画処理人数 46人
- (3) 処理方式 単独処理分離ばっき方式

## 2 業務内容

- (1) 浄化槽清掃 年1回
- (2) 保守点検回数 年4回
- (3) 消毒滅菌
- (4) 水質分析
- (5) 浄化槽法第11条に基づく法定検査 年1回
- (6) その他 汲み取り、消耗品、雑費一式

## 3 報告事項

毎回業務完了後、浄化槽保守点検記録票、計量証明書を作成保管し、求めに応じて野田市に提出しなければならない。

## 4 関係法令の遵守

浄化槽の保守点検にあたっては浄化槽法、千葉県浄化槽取扱指導要綱、その他の関係法令に従い浄化槽の正常な機能を維持するため必要な措置を講じること。

## 総合公園野球場スコアボード保守点検業務仕様書

- 1 点検回数  
年 1 回
- 2 点検内容  
スコアボード及び操作盤の動作確認、電圧・絶縁抵抗値測定等の点検
- 3 点検作業報告書  
点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。



## 総合公園水泳場管理業務委託仕様書

## 1 施設規模

## (1) プール本体

区分	水深 (m)	長さ (m)	幅 (m)	水面積 (㎡)	水容量 (㎡)
50mプール	1.2~1.4	50	21	1,050	1,365
流水プール	1.0	280	6	1,680	1,680
子供プール	0.6~1.0	28	8	210	168.2
ちびっこプール	0.4~0.5	————	半径8mの円径	200	89.9

(2) プールサイドその他面積 10,000㎡

## 2 業務の種類

- (1) 監視業務
- (2) 清掃業務 (給水前清掃含む)
- (3) 救護業務
- (4) 機械及び水質管理業務

## 3 業務の内容

## (1) 監視業務

## ①監視員の資格条件

- (ア) 日赤水上安全法救助員資格、または原則300m以上の泳力を有すること。
- (イ) 水泳に関する知識や技能を有していること。
- (ウ) 安全管理のための正しい状況判断を適切に措置できること。
- (エ) 監視員としてふさわしい人物であること。

## ②監視員の業務

- (ア) 監視台上及びプールサイド巡視をもって監視すること。
- (イ) 監視員担当区域をはっきりし、目の届かない区域が絶対ないようにすること。
- (ウ) 監視員は指定された持ち場を勝手に離れないこと。
- (エ) 事故の際の緊急連絡指示系統を明らかにしておくこと。
- (オ) プール内及びプールサイドの清掃、衛生には充分留意すること。
- (カ) 使用者の事故発生の早期発見と救助をすること。
- (キ) 水泳不適者の発見と禁止等の指示をすること。
- (ク) けが人や病人の発見とその処理をすること。
- (ケ) 危険な行動や他人に迷惑な行動の発見と注意指導をすること。
- (コ) プール及びその周辺の状況に対する監視と安全の確保をすること。

## (2) 清掃業務

## ①清掃の内容

- (ア) プール開場日の5日前にはプール内、プールサイド、管理棟、トイレの清掃のほか、パラソル、テーブル、イス、ベンチ、クズカゴ等をプールサイドの適所に配置し、水張りを完了すること。
- (イ) プール開場期間は毎日、開場準備の清掃、日常の清掃、プール終了後の清掃を行うこと。
- (ウ) プール水槽内の清掃は、適宜、プールクリーナー等を使用して行うこと。
- (エ) プール閉場後の2日間は、プールサイドに配置したパラソル、テーブル、イス、ベンチ、クズカゴ等を洗浄して倉庫に収納すること。

### (3) 救護業務

#### ① 看護師の資格

正(准)看護師の資格を有すること。

#### ② 看護師の業務

(ア) けが人、また事故発生時の救急処置を行うこと。

(イ) 急病人の発生の際は、応急処置を行うとともに、医療機関への連絡を迅速に行うこと。

③ プール開場期間中は AED (自動体外式除細動器) を設置し、常に正常に使用できる状態に保つ。

### (4) 機械及び水質管理業務

① プールの水質は、保健所の水質指導基準に適するよう機械を操作し、薬品の投入を行うこと。

② 気温、水温、残留塩素、水素イオン濃度については、毎日、各プールとも休憩時間ごとに測定すること。

③ 上記測定結果、機械運転時間、薬品使用量の記録をすること。

④ 使用薬品は、次のとおりとすること。

- |           |              |          |
|-----------|--------------|----------|
| (ア) 殺菌消毒剤 | ネオクロール 90W   | 次亜塩素酸ソーダ |
|           | ネオクロール T20 S | アクアクリーン  |
| (イ) 凝集剤   | パック          |          |
| (ウ) 調整剤   | ペーハープラス      |          |

### (5) 責任者の業務

① 安全管理、事故防止の第一の任務とし、そのための管理、指導組織体制に万全を期し、監視員の資質向上の研修を行うこと。

② 管理、指導組織体制図を作成すること。

③ 開場中における利用者に対しての言葉遣い、マナーに充分留意するよう全従事者に徹底をはかること。

④ 人工蘇生器及び救急用具等は、常時、場所を定め定期点検を行い、いつでも使用できるようにしておくこと。

⑤ 全従事者に対して事故及び健康管理等に注意し、保持できるように指導すること。

⑥ 監視員の交替は監視場所で行い、空白時間をつくらないように指導すること。

⑦監視員の使用する拡声器は定期点検を行い、いつでも使用できるようにしておくこと。

4 従事者の配置内容（次に示したポイント数以上に配置すること。）

区 分	A	B	C
責 任 者	1	1	1
水質管理機械操作	1	1	1
正（准）看護師	1	1	1
日赤救助員資格取得者	3	3	3
監 視 員	1 8	1 5	1 0
計	2 4	2 1	1 6

※区分（A・B・C）の配置日については、事前に野田市と協議すること。

5 従事者の服装

一般利用者が識別できるように、業務に適したユニフォームを着用すること。

6 事故報告

事故が発生した場合、直ちに野田市に報告すること。

7 業務日誌の提出

業務日誌を作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

8 その他

施設管理者及び管理業務従事者は、別添「野田市総合公園水泳場管理業務マニュアル」を充分把握し、利用者が常に安全で快適に施設を利用できるよう努めるとともに、事故発生時等の緊急時には、迅速且つ適正な処置が取れる体制を確立すること。

## 野田市総合公園水泳場管理業務マニュアル

このマニュアルは、野田市総合公園水泳場管理業務仕様書の業務内容に基づいて定めるものである。

施設管理者及び管理業務従事者は水泳場利用者が常に危険と隣り合わせであることを十分に認識し、常に安全で快適な施設を提供できるよう万全な施設の維持管理・運営・点検と環境の整備に努めなければならない。

また、「プール事故0」を念頭におき、どうしたら安全は確保されるかを日々の各業務の中で考え、実践していくことを一人一人が常に意識することが重要である。

### ※施設の規模

区 分	水 深 (m)	長 さ (m)	幅 (m)	水面積 (㎡)	水容量 (㎥)
50mプール	1.2～1.4	50	21	1,050	1,365
流水プール	1.0	280	6	1,680	1,680
子供遊びプール	0.6～1.0	28	8	210	168.2
ちびっこプール	0.4～0.5	—	半径8mの円形	200	89.9
プールサイドその他面積	10,000㎡				

※営業時間 午前9時から午後6時まで（遊泳は、午後5時45分まで）

### ※業務の種類

- (1) 監視業務
- (2) 清掃業務（給水前清掃含む）
- (3) 救護業務
- (4) 機械及び水質管理業務

## (1) 監視業務

監視業務とは施設を利用される全ての利用者（プール遊泳者・日焼け目的の方・乳幼児等の子守の祖父母・付き添いの必要な高齢者、障がい者等々）の安全を確保することが、最大のテーマとなります。

このテーマを実現させるには監視業務に就くスタッフ全員が、監視の心得を熟知し監視注意義務を十分理解する必要があります。

### 1. 監視の心得

- ①事故防止を第一の任務としていつでも救助活動ができる体制にしておく
- ②自己管理（健康管理）に細心の注意を払う
- ③常に日常訓練を行い、体力・知識・救助能力の資質向上に努める
- ④施設構造を熟知し危険な箇所や死角となる場所に対して徹底した監視を行う
- ⑤常に施設全体の安全点検・清掃を実施し、危険回避に努める
- ⑥緊急時に備え、連絡・指示系統を明確にし、把握しておく
- ⑦監視業務時は常に緊張感を保ち、監視担当区域内では死角を作らないこと
- ⑧監視中のポジション同士の動きも確認し合い確認報告を常に行う
- ⑨ポジション交代時に監視の空白時間を作らない
- ⑩常に救助資材の点検・整備を行い、いつでも対応可能な体制作りを努める

### 2. 監視員の業務内容

- ①巡回・監視業務（プール場内・他各所）
- ②利用規則に基づく安全指導・管理
- ③施設利用案内（未然事故防止策）
- ④溺者・傷病者の発見と救助業務
- ⑤緊急時（水質悪化・火災・地震等）の処置と避難誘導
- ⑥プール施設清掃管理（日常・定期清掃）
- ⑦クレーム・トラブルへの対応
- ⑧プール付帯施設（テーブル・イス・エアコンプレッサー等を含む）の安全点検、管理（補充・補修・点検・保守）
- ⑨水質管理点検の実施と設備担当者（総括責任者）との連携
- ⑩拾得物の管理と引継ぎ
- ⑪各種水泳大会開催時のセッティング

### 3. 監視員の業務役割分担

ポジション	業 務 内 容
<p>本 部 (総括責任者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プール全体の管理</li> <li>・ 利用状況の把握</li> <li>・ 監視員ローテーションの管理・指示</li> <li>・ 各ポジションからの連絡・報告事項の対応・指令を行う</li> <li>・ 事務所職員との連携</li> </ul>
<p>インフォメーション (案内 I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プール全体の施設案内と利用案内</li> <li>・ 車椅子（障がい者）への対応</li> <li>・ エアーコンプレッサーの使用案内</li> <li>・ 忘れ物・落とし物管理</li> <li>・ 迷子・呼び出し等の案内</li> <li>・ 緊急時対応（避難誘導・救助活動等の応援）</li> </ul>
<p>コントロール (監視棟 C)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プール全体の監視</li> <li>・ 使用者・監視員・施設の状況を把握</li> <li>・ 天候状況の把握（特に、雷雲には注意）</li> <li>・ 休憩時の利用案内・注意事項の定時放送</li> <li>・ 水底安全点検の報告確認</li> <li>・ 緊急時の場内放送（状況説明・退水命令・避難命令等）</li> </ul>
<p>タ ワ ー (監視台 T)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視台による監視での利用者の確認</li> <li>・ 監視範囲内での水面・水底・プールサイドの安全確認</li> <li>・ 利用規則の違反者発見と注意喚起</li> <li>・ 休憩時毎の水底安全点検及び報告</li> <li>・ 溺者・傷病者に対する救助活動</li> </ul>
<p>パトロール (巡視 P)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡回による監視での利用者の確認</li> <li>・ 機動力を生かしプール内外及びタワーで監視が行き届かない場所の監視（タワーから死角になりやすい場所・非遊泳者の熱中症等の観察・不審者の発見）</li> <li>・ 緊急時対応（退水指示・避難誘導・応急処置・状況報告等）</li> <li>・ 忘れ物・拾得物の収集</li> </ul>
<p>メンテナンス (清掃 M)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間内でのゴミ回収・ゴミ袋の交換</li> <li>・ プールサイドの水撒き（コンクリートが高温になった時）</li> <li>・ 施設保全具合の確認</li> <li>・ 緊急時対応（避難誘導・救助活動等の応援）</li> </ul>

スタンバイ (待機S)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の業務のために身体を休める。また、緊急時に備える</li> <li>・ 業務に異常が起こった場合や溺者・傷病者があった場合に直ちに行動できるような状態で待機する</li> <li>・ 休憩時毎の水質検査業務</li> <li>・ 緊急時対応（ポジションカバー・避難誘導・救助活動等の応援）</li> </ul>
レスト (休憩R)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事等の休憩時間</li> <li>・ 緊急時対応（避難誘導・救助活動等の応援）</li> </ul>

#### 4. プール別の監視業務内容

##### ① 50mプール

- ・ タワーは3箇所設置する。観覧席側に2箇所（スタート側とゴール側に各1箇所）対面の中央に1箇所とし、三角形の配置とし全体を監視する。（T）
- ・ 身長計測ボードを設置し155cm未満の子供の遊泳はさせない。（P）  
（但し、子供1名に対し保護者大人1名の同伴がある場合はこの限りではない）
- ・ 浮き輪・ビーチボール等の遊具の使用は禁止する（P・T）
- ・ スタート台側の壁からは入水・退水を禁止する。（P・T）
- ・ 飛び込みは禁止する。発見した場合はハンドマイクで注意・指導を行う。（P・T）
- ・ コースロープでセパレートされたレーン（7・8レーン）は長距離を泳ぐ方が多いので遊泳中の異変には特に注意する。（P・T）
- ・ コースロープにつかまっただけの遊泳は禁止する。（P・T）
- ・ セパレートされていない部分（1～6レーン）については数人で遊ぶ場合が多いので危険な行為（シンクロの真似事や無理な素潜りごっこ等）には特に注意する。（P・T）

##### ② 流水プール

- ・ 流水プールは幼児から大人までさまざまな人が遊泳するメインのプールであり、混雑時は特に注意が必要となる。（P・T）
- ・ タワーは6箇所設置する。流水ポンプ付近に4箇所、カーブの頂点付近（流水ポンプ1と4の間）に1箇所、赤ブリッジ付近（流水ポンプ1と2の間）に1箇所とする。（T）
- ・ タワーの監視担当区域は自分の両隣のタワーまでの範囲とする。（T）
- ・ カーブ部分・ブリッジの下等の死角になり易い場所は、PとTで連携し死角を作らないよう注意し監視する。（P・T）
- ・ 流水ポンプの吸出水口・段差がある部分は事故発生の可能性が高いので特に注意し監視する。（P・T）
- ・ 流水ポンプの吸出水口付近には注意看板を設置する。
- ・ プールサイドからの飛び込みは禁止する。発見した場合はハンドマイクで注意・指導を行う。特に休憩時間あけは注意する。（P・T）
- ・ 来場者数が少ない場合は1名が周回しながら監視する。また、来場者数が

- 多い場合は2名で内周と外周を重ならないように周回し監視する。(P)
- ・子供・ちびっこプールに近いTは、流水プールのみでなく前記両プールにも目を配り監視する。(T)

### ③子供遊びプール

- ・タワーはプール中央部分に1箇所設置する。
- ・子供の遊泳者がメインな為、足を滑らせて潜ってしまう場合が多々あると予想される。そのため全体を監視しながらも水深の深い方向には特に注意して監視する。(T)
- ・入退水時は転倒の危険が一番あるので休憩時間の前後は特に注意する。(T)
- ・流水プールのT・Pとも連携をとり安全確保に十分留意する。

### ④ちびっこプール

- ・タワーは設置しない。
- ・身長計測バーを設置し100cm未満の子供の滑走はさせない。(P)  
(但し、子供1名に対し保護者1名の同伴があり抱っこして滑る場合はこの限りでない)
- ・スライダーの利用者がほとんど小学校低学年以下の子供のため常時2名のPを配置する。
- ・1名は登り口(階段下)で登るタイミングを指示しながら転落に対し注意を払う。(階段は、前の人が滑り終わってから登らせる。それまでは階段下で待機させる。)
- ・他の1名は全体を監視しながら出発の合図をホイッスルで指示し降り口での衝突等がないよう注意を払う。(なお、出発の合図のホイッスルは緊急時の警報と区別するため、短く「ピッ!」という笛で行う。)

### ⑤共通事項

- ・監視員は一般利用者と識別できるよう共通のユニフォーム等(Tシャツ・帽子)を着用する。
- ・Cはプール場内の全体監視(雷雲の接近等を含む)を行い、場外の不審者等にも注意を払って監視を実施する。
- ・雷の接近に伴う遊泳中断の際はCの場内放送を中心に本部・I・P・Tと連携を図り迅速な避難誘導を行う。遊泳者避難後の水底確認は確認者自身の危険も伴うため、迅速かつ効率的に行う。雷雲が通過した後の1・2回の落雷には注意が必要なため遊泳再開指示は十分慎重に行う。
- ・避難中の情報提供(雷雲の状況・再開のメド・雷雲通過後の落雷の危険性等)は適宜場内放送で行う。(C)
- ・休憩毎に利用案内・注意事項の定時場内放送を行う。(C)
- ・Iは施設全般の案内やポジションの監視員ができない業務(迷子・呼び出しの案内、車椅子の対応、忘れ物・落とし物の管理)を積極的に行う。
- ・プール水槽内の監視に比べ比較的手薄になりがちなプールサイドについては、遊泳していない来場者への注意を払う。特に、日焼け目的の来場者や乳幼児及びその子守の祖父母等が気分が悪くなったり、熱中症の気配がないか注意して観察する。(P・M)
- ・お酒を飲んでいると思われる方や付き添いのない高齢者・小さな子供には



- 積極的に声をかけ注意を促すようにする。(P・M)
- ・ 刺青(いれずみ)やタトゥーのある方は服を着るなどをしてもらい、他の方から見えないよう声をかけ注意を促すようにする。(P・M)
  - ・ 全てのプールで飛び込みは禁止する。発見した場合はハンドマイクで注意・指導を行う。特に休憩時間あけは注意する。(P・T)
  - ・ プールサイドを走ったり、派手なボール遊び等を発見した場合はハンドマイクで注意・指導を行う。(P・T)
  - ・ 監視ローテーションにおける担当部署の交代の際は、Sが監視台に到着後交代し順次一人ずつ交代する。ローテーションの際に監視の空白時間を絶対に作らない。(S・T・P)
  - ・ やむをえない事情で監視台を離れようとする場合は、Cと無線等で連絡を取り交代要員が到着後離れる。(T・S)
  - ・ 定時休憩前後の場内放送による長い笛「ピィ〜！」とスライダーの出発の合図の短い笛「ピッ！」を除き、場内での笛(ホイッスル)の使用は緊急事態発生の警報時のみに制限する。注意喚起等はハンドマイクや直接声をかけて行う。(全員)
  - ・ Iは施設全体の案内や迷子・車椅子(障害者)の対応、また、利用者の細かい質問・要望等に対応する。
  - ・ けが人や病人と思われる方を発見した場合は「緊急時における事故対応マニュアル」に基づきC及び本部と連絡を取りP・S・R等の応援のもと、総括責任者の指示に従い適切に対応する。

## 5. 監視員への資質向上教育

- ①救助技術の向上を図る。(第1・3週 火・金・日、第2・4週 水・日の閉場後)
  - \* 溺者への接近・確保・キャリー方法      \* 引き上げ方法
  - \* 運搬方法      \* 応援・連絡・記録方法
- ②応急手当の習得 (供用前の準備期間・開場中の待機時間・閉場後の訓練時)
  - \* 事故者の体位      \* 外傷・打撲の手当て      \* 気分の優れない方の対応
  - \* 事故者の観察      \* 心肺蘇生法
- ③緊急事態を想定しての訓練を実施する。  
(供用前の準備期間、第1・3週 水・日、第2・4週 火・金の閉場後)
  - \* 怪我人・病人・事故者を発生場所毎に想定し実施する
  - 例1：50mプールの中央で重溺者を発見した場合
  - 例2：流水プールの吸水口に張付いてしまった子供を発見した場合
  - 例3：流水プールの出水口の水流に巻き込まれてた弱溺者を発見した場合

### (2) 清掃業務(安全点検を含む)・機械及び水質管理業務

清掃・機械及び水質管理業務においては、水槽内・プールサイド・フェンス周り・テーブル・ベンチ等、プール全体を常に清潔かつ安全に保ち、利用者に安心して利用できる快適な環境を提供することを目的に実践していくことが重要である。

## 1. プール給水前清掃

### ①排水

- ・排水を行う際は事前に排水先の状況を確認するとともに施設管理者に報告する。
- ・排水は一気に行わず50mプール、流水プール、子供・ちびっこプールの順で行い排水先が満水または溢れた状態にならないよう流量を調整しながら行う。

### ②水槽内清掃

- ・沈殿物（木の枝・落ち葉等）やヘドロは排水口に流さず、ゴムワイパーや手づかみ等で集め袋でプール外に搬出し可燃ごみとして処分する
- ・壁面及び底面のコケや藻はアクアクリンG（除藻剤）を使用し、ナイロンたわし等で丁寧に擦り取り洗い流す。手洗いだけで取りきれない箇所はポリッシャーや高圧洗浄機を併用し完全に洗い流す。
- ・水槽はアルミ製のため排水後は凹凸ができ水溜りができやすくなるため、洗浄後の水が残らないよう注意する。
- ・排水口等の蓋は簡単に外れないようビスで確実に固定する。ねじ山が効かなくなっているような場合は速やかに新しいものと交換するか、ねじを切り直して固定する。

### ③給水

- ・清掃が終了した水槽から順次給水を行い水を張る。
- ・給水は近隣の水道事情等を考慮し、昼間20m<sup>3</sup>/1時間・夜間30m<sup>3</sup>/1時間以内で行う。
- ・水張を終えたプールについては、濾過機の運転開始まで水質の悪化防止のため次亜塩素酸ナトリウム（殺菌・消毒剤）を投入し水質を維持する。投入量は50m・流水プールで1日40kg（2ケース）を目安とする。
- ・排水・清掃・給水は、4プールについて全作業工程を7日～9日程度で完了する。また、時間や水のロスを極力抑えるよう計画を立てて行う。

### ④プールサイド・管理棟・トイレ等の清掃

- ・水槽以外の場所の清掃は、適宜洗剤を使用しデッキブラシ・たわし・高圧洗浄機等を併用し洗い流す。特に、鳥のフンは入念に洗浄する。
- ・場内の植樹帯に生えている雑草類は水泳場供用前、供用中にかかわらず随時除草に心がける。
- ・管理棟内（機械室・受水槽室を含む）は掃除機や雑巾がけにより清掃する。
- ・各水道・シャワー・洗眼栓等の使用確認を行う。
- ・注意看板・掲示物等の点検準備を行う。

### ⑤プール内備品類の清掃・設置

- ・開場に際し必要な備品類（プールクリーナー・玉あみ・監視台・ハンドマイク・パラソル・テーブル・イス・屑かご等々）はそれぞれの物に適した洗浄をし、適所に配置する。
- ・ハンドマイクの良・不良及びバッテリーの有無のチェックは必ず行い使用に支障がないことを確認しておく。
- ・開場日2日前には備品類等の最終チェックを行い、足りないものや忘れて

いるものがないか確認する。

## 2. 開場期間中の清掃・安全点検・機械及び水質管理

### ①オープン前準備（朝）

- ・管理棟警備解除及び各扉開け
- ・残留塩素・水素イオン濃度・濁度測定を行い、千葉県遊泳用プール指導要綱の水質基準値内に達しているか確認する。測定数値が基準値外の場合は速やかに薬品（ネオクロールT20S・ペーハープラス・アクアクリンG等）を投入し基準数値を確保する。
- ・気温、各プールの水温・残留塩素濃度をホワイトボードに記入しプール入場口に掲示する。
- ・各消毒槽（強制シャワー・2Fトイレ前・事務所脇通路・外トイレ前・外シャワー）を清掃し、水張り・消毒剤（ネオクロールT20S）を投入する。強制シャワー・外シャワーは各4錠、その他は各2錠。
- ・水位が低いプールについては給水し水位調整を行う。
- ・流水プールの玉あみにかかったゴミを除去し網を撤収する。
- ・夜間運転していた流水ポンプ（1基）を停止し水槽内清掃及び排水口等の蓋の安全点検を行う。
- ・水底の清掃はプールクリーナーを使用し行う。
- ・水面や水中の浮遊物（ゴミ・落ち葉・虫等）は網ですくい除去する。
- ・排水口等の蓋はドライバーを持って潜水し、ビスが確実に固定されているか1本1本確認する。
- ・各プールのオーバーフロー槽の洗浄、プール周りのU字溝のゴミ拾い清掃を行う。
- ・プール全体の掃き掃除（落ち葉・砂・人工物・ゴミ等）と鳥のフンの除去・洗浄を行う。
- ・テーブル・イス・ベンチは水拭きする。
- ・パラソル・イス・ゴミ箱を定位置にセットする。
- ・状況に応じて、水槽の壁の水垢・コケ等を除去する。
- ・50mプール用身長計測ボードを設置する。
- ・流水ポンプ（2基）を作動する。
- ・プールクリーナーは燃料を満タンにし保管する。
- ・監視室及び器具庫内の整理整頓。
- ・インフォメーション用テーブル及び担架を監視室前に設置する。
- ・空気入れ用エアーコンプレッサーをインフォメーション脇にセッティングする。
- ・監視ローテーションを作成し朝礼時に発表する。
- ・開場5分前には各ポジションに就く。タワーセッティング。

### ②営業時間・休憩時間中の安全点検・清掃及び水質管理

- ・機械室内の各機械（流水ポンプ・濾過機・塩素自動供給機）の運転状況が正常であることをメーター等で確認する。機械に異常が発生した場合は速やかに運転を停止し点検を行うとともに施設管理者に報告する。

- ・ Vベルトの磨耗・断裂等の不具合を発見した場合は速やかに交換する。
- ・ 濾過機用のポリ塩化アルミニウム（PAC）（水処理用凝集剤）の残量を確認し補充する。（使用薬剤はPACに限定する。）
- ・ ネオクロリネーター（塩素自動供給機）のネオクロール90W（殺菌・消毒剤）の残量を確認し補充する。（使用薬剤はネオクロール90Wに限定する。）
- ・ PACのタンク付近でネオクロールを開封したり、またその逆は絶対しない。（次亜塩素酸ナトリウムとPACが混合すると塩素ガスが発生し大変危険なため、絶対に混合しない。または、混合の危険があるような取り扱いはしない。）
- ・ 休憩時間毎に監視員（T）は潜水して水底確認ならびに排水口等の点検を行う。蓋の点検は目視及び打診により行う。
- ・ 休憩時間毎に監視員（S）は気温、各プールの水温・水質検査（残留塩素濃度・水素イオン濃度・濁度測定）を行い報告書及び掲示用ホワイトボードに記入する。
- ・ 監視員（M）はゴミの回収及びゴミ袋の交換を適宜行う。また、プールサイドが高温になり火傷等の危険がある場合は水撒きを行い、歩行に支障の無いようにする。

### ③営業終了業務（夜）

#### \* 遊泳終了15分前

- ・ 管理棟内清掃を行う。（掃き掃除・モップがけ・机拭き・ゴミ処理・整理整頓）
- ・ 監視日誌及び水質・機械管理日誌の作成を完了する。
- ・ 水質調整ならびに機械室清掃を行う。

#### \* 遊泳終了後

- ・ 流水ポンプ切り替え。2基を停止し別の1基を作動する。
- ・ 逆洗により流水ポンプ内洗浄。外マンホールが溢れないように注意する。
- ・ 各プールの水位を確認し、水位が低い場合は補水し翌朝までに調整する。
- ・ Cは各ポジションの業務終了を目視及び無線により確認する。タワー解除等。
- ・ タワーは解除後、設置位置をプールに転落しない位置までさげる。
- ・ 50mプール用身長計測ボードを管理棟脇まで撤収する。
- ・ ハンドマイク及びエアーコンプレッサーを管理棟内に撤収する。
- ・ 各消毒槽の水を抜き、ゴミ等がある場合は除去する。
- ・ 場内清掃を全員で行う。（掃き掃除・ゴミ回収、分別、廃棄・ジュースこぼし洗浄）
- ・ パラソル・イスを畳み整頓する。
- ・ 流水プール用玉あみを設置する。
- ・ プールクリーナーを準備する。
- ・ 総括責任者は作業終了後、全ての清掃の確認を行う。

- \* 清掃及び翌日の準備が終了したら、救助訓練・泳ぎ込み等の実戦的訓練を実施する。

- \* プール外周の施錠確認及び管理棟の戸締りを確認し警備を実行する。
- \* 翌朝に監視日誌、水質・機械管理日誌、看護日誌を施設管理者に提出する。

### 3. 閉場後清掃（供用期間終了後）

#### ① プール周り

- ・ 50m プールのコースロープを撤収し倉庫に収納する。
- ・ 50m プール及びちびっこプールのスライダー用身長計測ボードを撤収し倉庫に収納する。
- ・ パラソル・テーブル・イス・ベンチ・ゴミ箱等を洗浄し倉庫に収納する。
- ・ タワーは管理棟倉庫前に収納する。
- ・ プールクリーナーは燃料を抜き倉庫に収納する。
- ・ ハンドマイクはバッテリーを取り外し箱に入れ事務所に保管する。
- ・ その他掃除用具（ゴムワイパー・デッキブラシ・バケツ・ほうき・チリトリ等）は洗浄し倉庫に収納する。
- ・ 掲示物は回収し事務所に保管する。
- ・ トラロープ・カラーコーン・仕切り用ポールは倉庫に収納する。

#### ② 機械室等

- ・ 濾過機・流水ポンプは全ての運転を停止し、操作を終了する。
- ・ 濾過機用薬剤類はタンクから抜き取り容器に保存する。
- ・ 流水ポンプのVベルトは全て取り外し保管する。
- ・ 管理棟内のテーブル・イス・更衣ロッカー等は一箇所にまとめて収納する。

#### ③ 全ての清掃・収納が終了したら、プール・管理棟への給水バルブ（元栓）を確実に締める。

### (3) 救護業務

施設管理者は常に事故発生時に備え緊急連絡形態及び緊急時における各人の役割を明確にすることが要求されます。事故発生時には再委託者との連携（事故状況の報告）を密にとり事故現場においては救助員の経験に基づいた確かな判断により素早い処置を施し事故者の犠牲を最小限に食い止める緊急体制を確立することが重要です。

#### 1. 医務室業務

① 医務室には、正(准)看護師の資格を有するものを配置する。

- ・ 営業時間内は常に在室し緊急時に備える。
- ・ 営業開始前に「救急・医務室」の旗を医務室前の目に付きやすい場所に設置する。  
(営業終了後は旗を医務室内に収納する。)
- ・ 医務室内は常に清掃し清潔な状態を保つよう心がける。
- ・ 医薬品等は必要な時に速やかに使えるよう整理整頓しておく。
- ・ 医薬品の在庫状況は常に把握し欠品を出さないよう注意する。(在庫が少なくなった場合は施設管理者に連絡し補充する。)
- ・ 熱中症患者等に備え、気温が高い日はエアコンを作動し医務室内を涼しい状態を保つ。
- ・ 毛布・バスタオル等はすぐに使用できるよう準備しておく。
- ・ プール開場期間中は AED（自動体外式除細動器）を設置し、常に正常に使用できる状態を保つ。

② 救急処置

- ・ 軽傷患者（擦り傷・切り傷等）の場合は、患部を消毒し絆創膏（キズバン）で応急処置を施す。
- ・ 患部縫合を要するような怪我の場合は、応急処置後、総括責任者を通し医療機関に連絡し救急処置をとる。
- ・ 熱中症等の患者で軽度と判断されるときは、医務室で休憩を取らせ様子を見る。
- ・ 怪我人・急病人とも重症と判断されるときは、CPR・AEDも考慮しながら、救急車要請等の措置をとる。
- ・ 「緊急時における事故対応マニュアル」や「緊急時の連絡指示系統」を基に救急処置を実施する。

③ 一日の業務について看護日誌を総括責任者に提出する。

## 緊急時における事故対応マニュアル

### 1. 緊急時における分担・役割

#### 1) 監視員・責任者の役割

- ・ 事故者の救出・搬送
- ・ 重溺者発生時における救急車の要請
- ・ プール場内の利用者に対する整理・正常化
- ・ 救命・救急処置
- ・ 事故状況の記録（事故調査の作成）
- ・ 事故者への状態観察

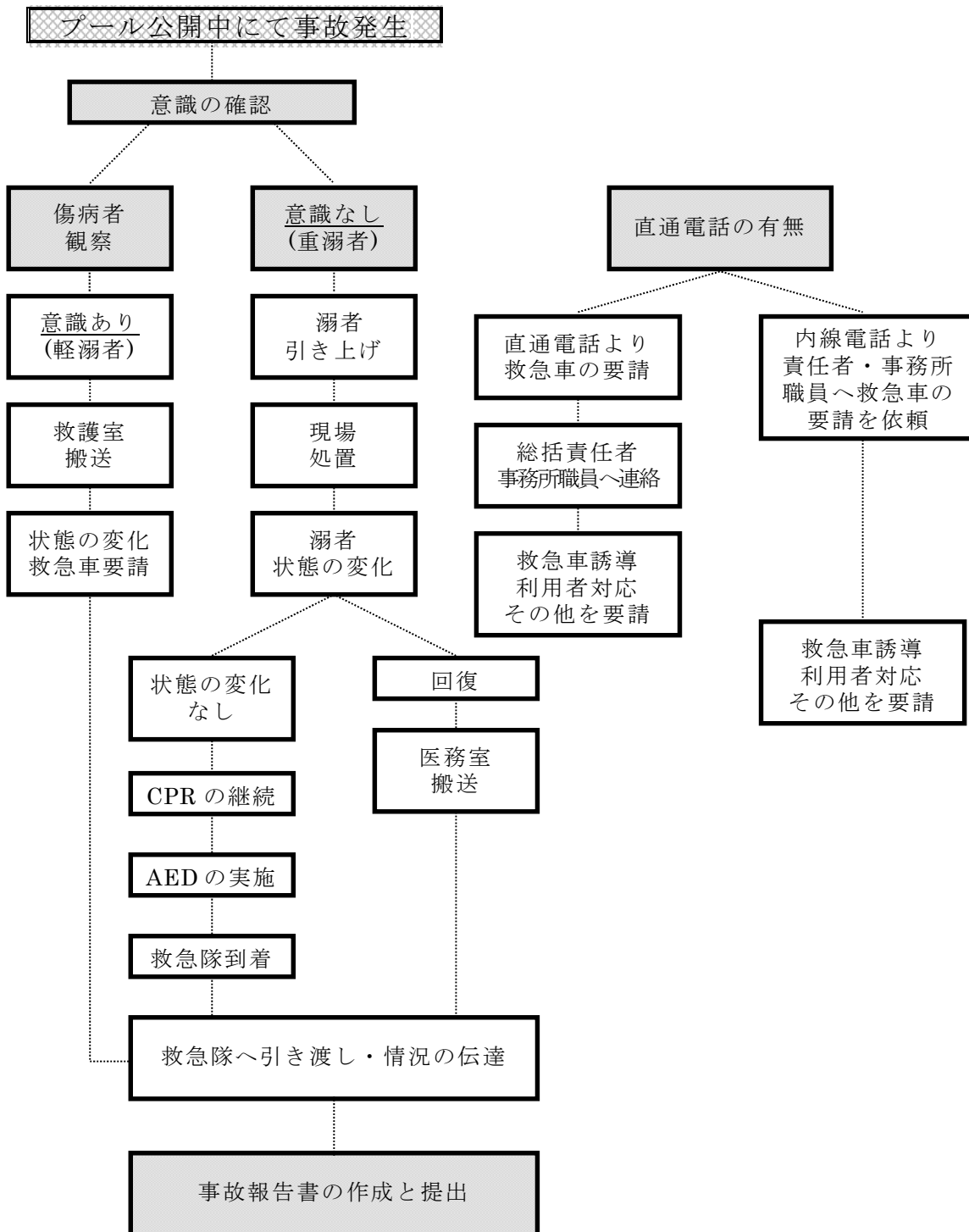
---

#### 2) 事務所職員・責任者・受付職員の役割

- ・ 救急車の要請
- ・ 施設内の場内整理
- ・ 救護室への情報収集
- ・ 事故者の身内へ連絡
- ・ 救急車の誘導
- ・ 救急隊の誘導
- ・ 救急車の誘導通路確保

2. <フローチャート式事故対応>

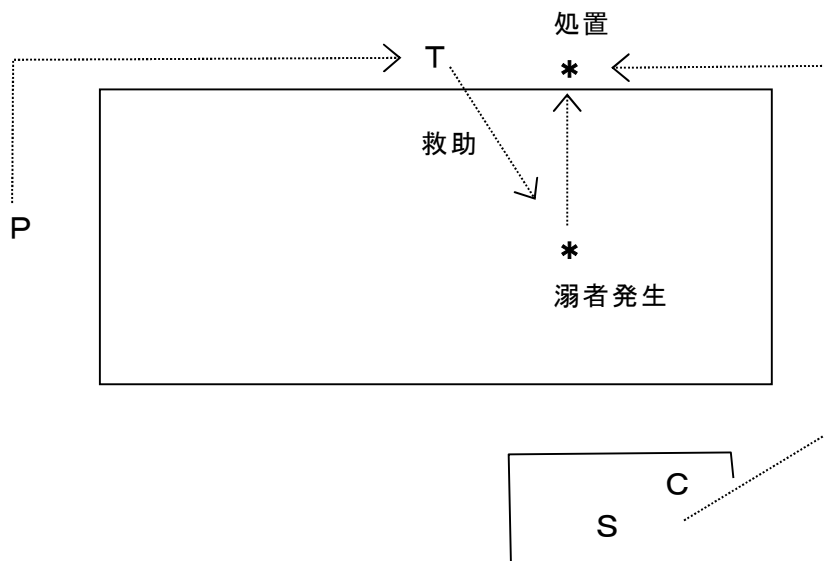
ex. 軽、重溺者時の対応





## <プール事故発生時における基本的なフォーメーション>

### 1) Tが第一救助者のケース



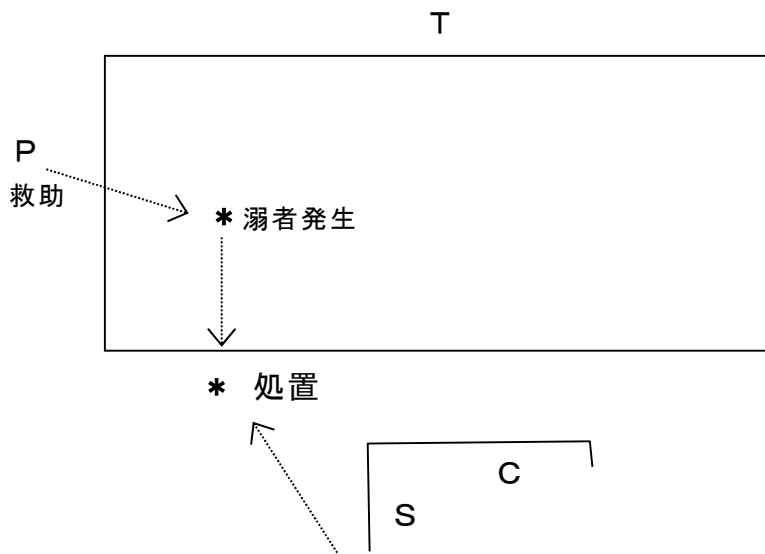
### 各ポジションの基本的な行動

- T … 溺水発見後、笛 (ホイッスル) を鳴らし溺水救助に向かう
- P … Tが救助の際のポジションをカバー
- C … 事故の発生と同時に意識の有無の確認  
プール現場側の情報を判断し全体の指揮を執る  
救急車を要請し、事故状況を記録する
- S … Cからの指示に従い現場へ救助資材等を持って向かい、  
セカンドレスキューとして処置を行う

( T…タワー  
P…パトロール  
C…コントロール  
S…スタンバイ )

## <プール事故発生時における基本的なフォーメーション>

### 2) Pが第一救助者のケース

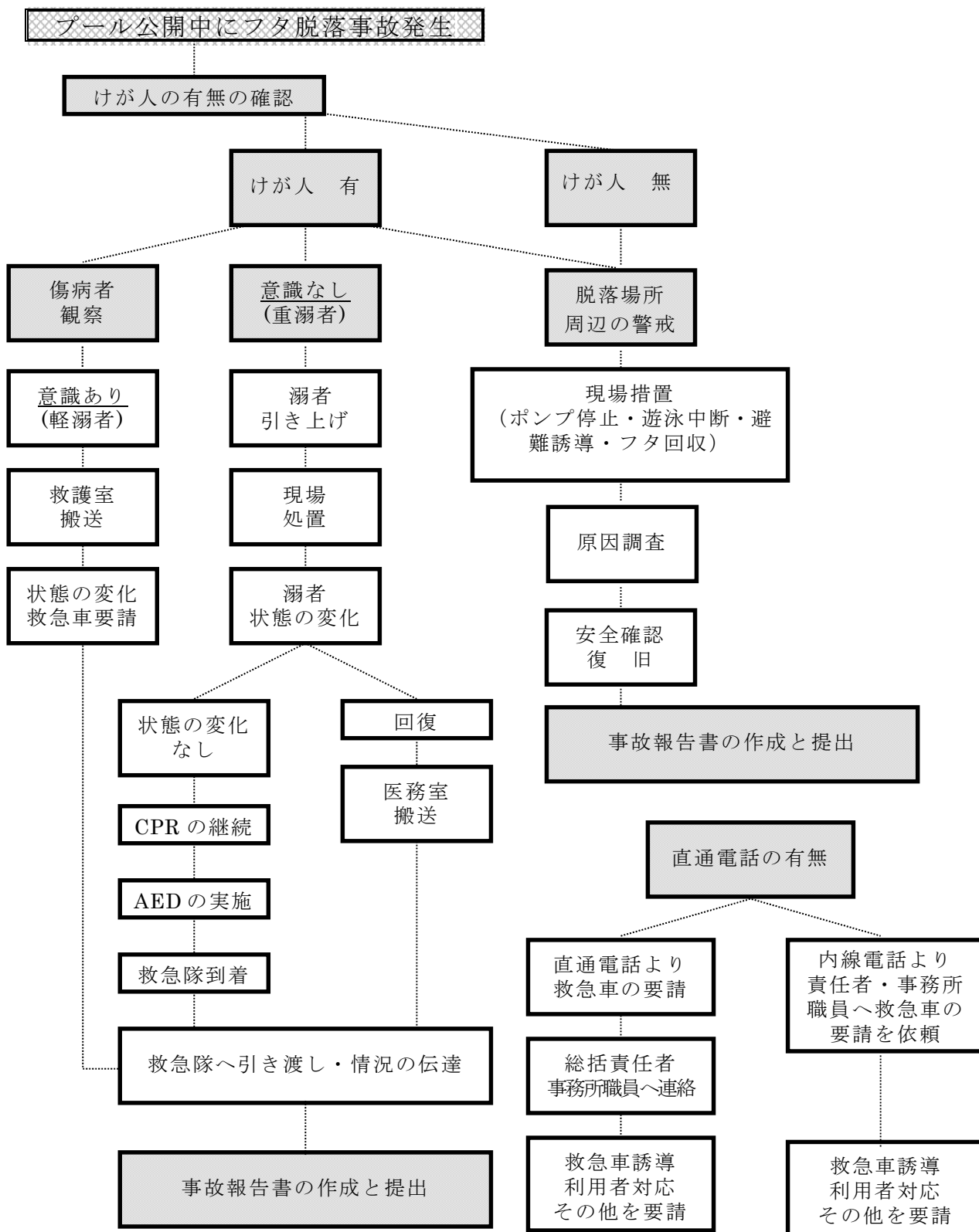


### 各ポジションの基本的な行動

- T … 溺者発生 の位置を C へ知らせ、継続してプールの監視を行う
- P … 溺者発見後、笛 (ホイッスル) を鳴らし溺者救助に向かう
- C … 事故の発生と同時に意識の有無の確認  
プール現場側の情報を判断し全体の指揮を執る  
救急車を要請し、事故状況を記録する
- S … C からの指示に従い現場へ救助資材等を持って向かい、  
セカンドレスキューとして処置を行う

( T…タワー  
P…パトロール  
C…コントロール  
S…スタンバイ )

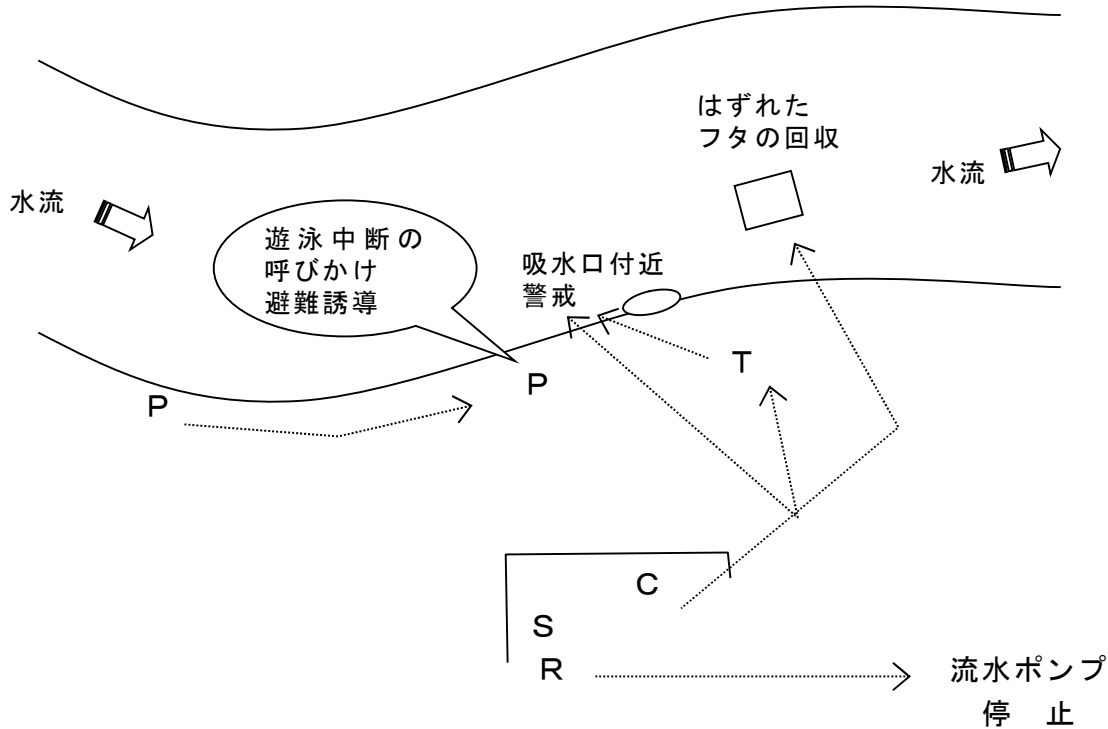
<フローチャート式事故対応>  
 ex. 吸排水口のフタ脱落時の対応



## <プール吸排水口フタ脱落事故発生時における対応>

### 流水プール吸水口のフタ脱落

#### 1) Tが第一発見者のケース



#### 各ポジションの基本的な行動

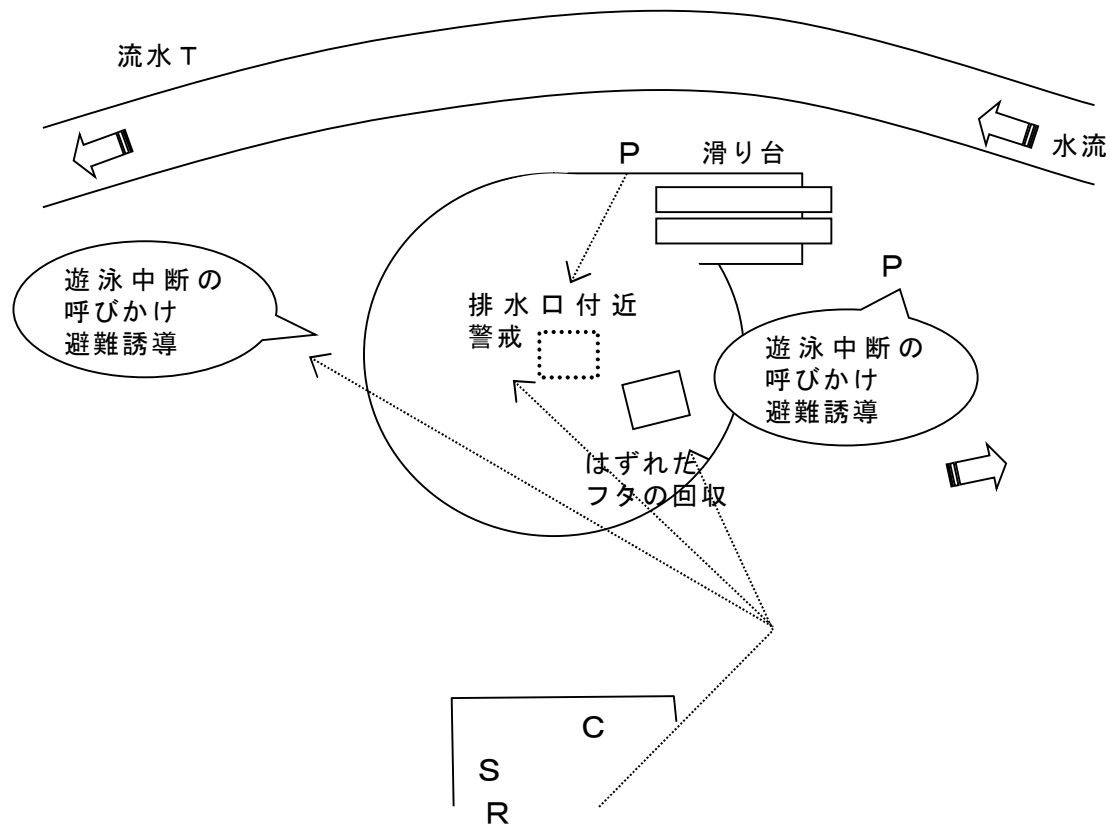
- T … フタ脱落を発見後、笛 (ホイッスル)・ハンドマイクで緊急であることを知らせ、フタ脱落場所周辺の警戒にあたる
- P … フタ脱落場所の上流で遊泳中断の呼びかけ・避難誘導を行う。
- C … 脱落事故の発生と同時に現場状況の把握、情報を判断し全体の指揮を執る。また、事故状況を記録する。
- S … Cからの指示に従い現場へ向かい、Tのポジションカバー、T及びRの活動支援を行う。また、Cの指示で流水ポンプの作動を停止する。

T…タワー  
P…パトロール  
C…コントロール  
S…スタンバイ  
R…レスト

## <プール吸排水口フタ脱落事故発生時における対応>

### ちびっ子プール他吸水口のフタ脱落

#### 2) Pが第一発見者のケース

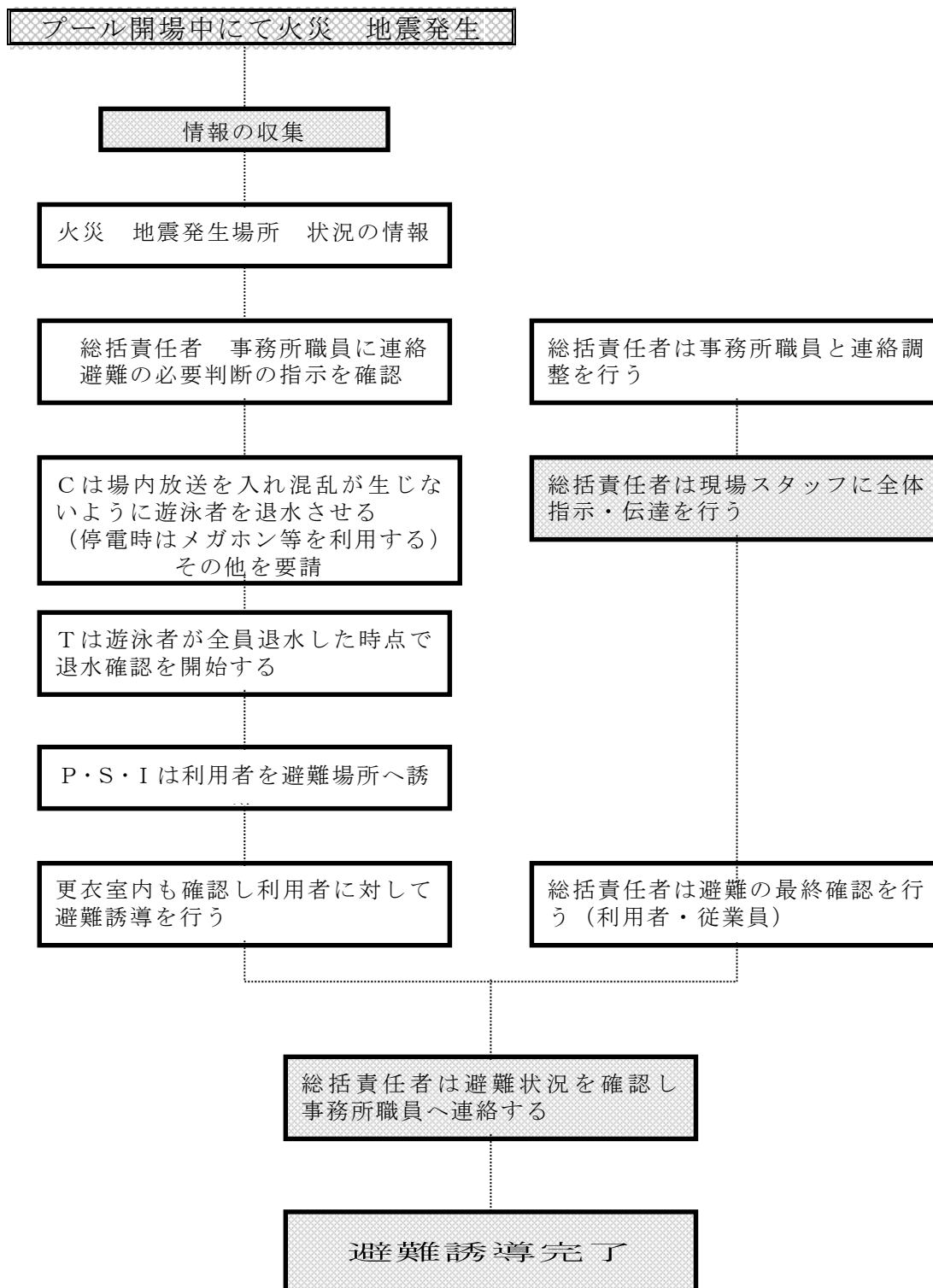


#### 各ポジションの基本的な行動

- 流水 T … フタ脱落の位置を C に知らせ継続してプールの監視を行う。
- P … フタ脱落を発見後、笛、(ホイッスル)・ハンドマイクで緊急であることを知らせ、フタ脱落場所周辺の警戒にあたる。また、遊泳中断の呼びかけ・避難誘導を行う。
- C … 脱落事故の発生と同時に現場状況の把握、情報を判断し全体の指揮を執る。また、事故状況を記録する。
- S … C からの指示に従い現場へ向かい、P のポジションカバー及び活動支援を行う。
- R …

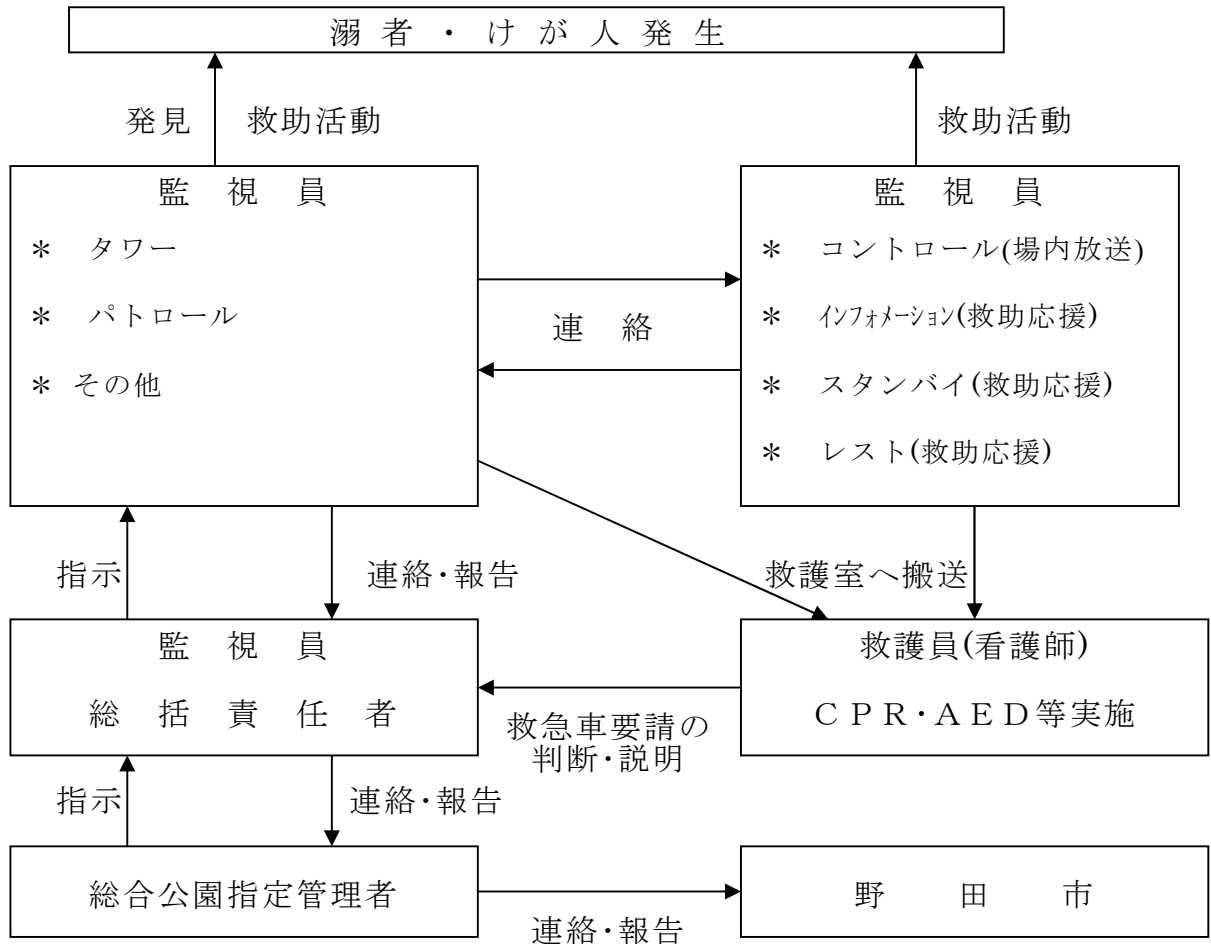
T…タワー  
P…パトロール  
C…コントロール  
S…スタンバイ  
R…レスト

<フローチャート式避難誘導対応>



※C(コントロール)・T(タワー)・P(パトロール)・S(スライダー)・I(インフォメーション)

## 緊急時の連絡指示系統



※ 溺者、けが人発生の際は、発見者が直ちに笛（ホイッスル）を吹き他の監視員にその場所を知らせ救助に向かう。知らせを聞いた発生場所近くの監視員は直ちに救助活動を行う。この場合、救助活動により空きになった監視ポジションは、スタンバイ・レストがこのポジションにつき監視を行う。（場合によっては遊泳を中断する。）また、これ以外のスタンバイ・レストは救助活動を行う。

※ 救助活動とは、溺者及びけが人を遭遇している危険から回避させ、安全な場所へ搬送し救命処置を施すこと。また、これ以外に緊急自動車（救急車）の手配や誘導、搬送の補助、緊急通路の確保、現場の保存・安全確保などがある。なお、必要に応じ緊急放送等で遊泳を中断する場合もある。

## < 事 故 調 査 >

### 1) 基本的な記載項目

- ① 発生年月日
- ② 発生時間・場所
- ③ 救急車要請時間・到着時間
- ④ 意識の有無
- ⑤ 呼吸・脈の有無
- ⑥ 外傷・出血の有無
- ⑦ C P R 開始時間・担当者
- ⑧ A E D 実施の有無
- ⑨ 呼吸・脈の回復時間
- ⑩ 事故当事者の氏名 連絡先 同伴者名
- ⑪ その他

### 2) 記入にあたっての注意点

- ① 救急隊に手渡す用紙と提出用と区別する。
- ② 事故発生時にすぐに記入できるよう C の手元に置いておく。
- ③ 出来る限り状況を把握し記入できる項目は記録する。
- ④ 事故調書は必ず残しておき今後の対策に生かす。
- ⑤ その他



### 3) 基本的な事故調書

#### 事故調書

日付	令和 年 月 日( )		
当事者氏名		男・女	年齢 歳
住所	〒		
連絡先	TEL	— —	[自宅・勤務先]
緊急連絡先	TEL	— —	[自宅・勤務先・その他]

発生時刻	時 分[50m・流水・こども・ちびっこ・ロッカー・その他]			
意識の有無	有・無	回/分	回/分	回/分
呼吸	有・無	拍/分	拍/分	拍/分
脈	有・無			
外傷	有・無			
出血	有・無			
CPR開始時間	時 分	AED実施	有・無	
処置者	人工呼吸[ ]	胸骨圧迫[ ]	保温[ ]	
脈の回復時刻	時 分	救急車要請時刻	時 分	
呼吸の回復時刻	時 分	〃 到着時刻	時 分	
移動の有無	有・無			
意識障害	有・無	(JCS) I・II・III		
意識障害タイム	(始) 分 秒	(終) 分 秒	(計) 分 秒	
原因・状況				
処置				
救助体制				
	記録者	印		

## 総合公園水泳場日除け設置業務仕様書

- 1 業務箇所  
水泳場売店前 (272m<sup>2</sup>)
  
- 2 業務内容  
水泳場開場前に利用者の休憩所として、よしずの設置を行うこと。  
また、水泳場閉場後は撤去すること。

## 総合公園水泳場ろ過装置保守点検業務仕様書

### 1 業務回数

水泳場開場前点検、中間点検及び閉場点検の3回行うこと。

### 2 業務内容

- (1) ろ過装置本体の性能調整
- (2) 機械周り、配管バルブの漏水及び接続等の点検調査
- (3) ポンプの作動確認
- (4) ろ過装置内部の点検調整
- (5) 塩素滅菌機の点検調整

### 3 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園水泳場全自動滅菌装置保守点検業務仕様書

## 1 業務回数

水泳場開場前点検、中間点検及び閉場点検の3回行うこと。

## 2 業務内容

- (1) 全自動滅菌装置の性能調整
- (2) 水泳場開場前の点検調整及びセット
- (3) 水泳場開場期間中の点検調整
- (4) 水泳場閉場後の点検調整及び洗浄

## 3 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園水泳場流水ポンプ保守点検業務仕様書

- 1 業務回数  
1回（水泳場開場前）
- 2 業務内容  
流水ポンプ（1～4号機）の外観点検及び試運転調整
  - ①ポンプ・モーター、吸込・吐出弁、Vプーリー・ベルト点検整備、芯出し確認及び電流値・絶縁抵抗測定
  - ②試運転後の振動測定
- 3 点検作業報告書  
点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園陸上競技場昇降機保守点検業務仕様書

## 1 型式

インバータ制御方式エレベーター

乗用兼車いす用・13人乗り・900kg・45m/min・2停止

## 2 業務内容

- (1) 遠隔点検、診断 1回/月
- (2) 専門技術者による点検、調整、故障対応、検査 1回/月
- (3) 法定検査 1回/年
- (4) かご内、乗場扉・降場扉の定期清掃 2回/年

## 3 点検作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園陸上競技場芝生維持管理業務仕様書

1	面積	野田市総合公園陸上競技場敷地	24,955 m <sup>2</sup>
		フィールド芝生部分	7,554 m <sup>2</sup>

## 2 業務内容

- (1) 常に最良の状態で使用できるよう計画的な作業を実施し、芝の維持管理効果を充分発揮させるように心掛けること。
- (2) 芝の特性を検討し、最適の資材を使用すること。
- (3) 水道、電気を使用する場合は、必要最低限にとどめること。

## 3 作業内容

- (1) 刈り込み（集草含む）
- (2) 施肥
- (3) バーチカルカット
- (4) コアリング
- (5) 目砂
- (6) 転圧
- (7) 人力除草
- (8) 補修

## 4 作業報告書

作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園陸上競技場電子備品保守点検業務仕様書

## 1 点検回数

年 1 回

## 2 点検内容

- (1) エージングテスト、調整
- (2) 消耗部品交換
- (3) 内部分解クリーニング
- (4) 現地での動作確認

## 3 点検機器

品 名	数量
R G B フィニッシュコーダー	一式
ブレスト装置 ヘッドホンタイプ	4 台
全自動フラッシュピストル	2 丁
スタート信号ケーブル	一式
Y O 式スタート発信装置	一式
投てき光波距離測定装置	一式
スターター拡声装置	一式
デジタル風速計	2 台
超音波風速計	3 台
風向風速計	1 台
写真判定装置	一式

## 4 作業報告書

作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。



## 陸上競技場自家用電気工作物保守点検業務仕様書

## 1. 自家用電気工作物の概要

- (1) 事業所名 野田市総合公園陸上競技場
- (2) 所在地 野田市清水501
- (3) 設備容量 175キロボルトアンペア
- (4) 受電電圧 6600ボルト

## 2. 業務内容

野田市総合公園陸上競技場の自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため電気事業法第42条第1項の規定に基づき定める保安規程により当該電気工作物の保安管理業務を行う。

## 3. 特記事項

保安管理業務を行うにあたり、原則として次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自家用電気工作物の維持・管理の主体であり、当該電気工作物について電気事業法第39条第1項の義務を負うものとする。
- (2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重しなければならない。
- (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。
- (4) 電気主任技術者として選任する者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わせなければならない。

## 陸上競技場自動ドア保守点検業務仕様書

### 1 点検概要

- (1) 1年に2回の点検を行うものとする。
- (2) 点検範囲は、自動ドアオペレーター部、センサー部及びドアの建て付けとする。

### 2 点検報告書

点検報告書は、点検終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## 総合公園水生植物園菖蒲植替え業務仕様書

- 1 作業面積 165 m<sup>2</sup>
- 2 作業内容
  - (1) 掘取り  
株の茎部を傷つけないよう掘上げ、土をふるい落とし、古くなった根や茎を切り捨てる。
  - (2) 株分け  
株を全体の 1/2～1/3 に切り取り、5～7 芽を含む花茎とし、葉の先端を扇状に切り詰める。
  - (3) 植付け  
株分けした花茎を 3 本 1 株として、深植えに注意しながら 70 cm×30 cmの間隔毎に 1 本ずつ植付ける。
  - (4) 土壌改良  
深さ 20cm を 2 回耕耘行い、整地する。
  - (5) 除草防除  
既存黒マルチを撤去後、除草し、黒マルチ(幅 135cm)を二つ折り、竹ひご、止め金具(L=40cm)を 2 列に取り付ける。
- 3 植替え時期  
12月1日から12月25日まで
- 4 作業報告書  
作業報告書は、作業終了後、作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

## スケートボードパーク管理業務仕様書

## 1. 施設規模

- (1) コンクリート舗装 678.7m<sup>2</sup>
- (2) 周囲フェンス 106.0m

## 2. 供用時間

午前 9 時から午後 6 時まで

ただし、4 月 1 日から 8 月 31 日までの期間にあつては午前 9 時から午後 7 時まで

※供用時間内にあつても危険と判断される場合においては閉場すること。

## 3. 料 金 無 料

## 4. 業務種類

- (1) スケートボードパークの解錠及び施錠
- (2) 利用案内及び利用受付
- (3) 利用の監視

## 5. 業務内容

## (1) スケートボードパークの解錠及び施錠

- ① 供用開始時間前に施設の安全点検を実施し、異常が無い場合は出入口を解錠すること。なお、路面状態については特に留意して点検すること。
- ② 供用時間終了後、出入口を施錠すること。また、供用時間以外に不法利用されることの無いよう滑走路面にロープ等の設置をすること。

## (2) 利用案内及び利用受付

- ① スケートボードパークの問合せ等について利用案内を行うこと。
- ② スケートボードパーク利用者の受付を行い、常に利用人数の把握をすること。なお、予約受付は行わないこと。
- ③ 人数及び利用状況に応じて、危険と判断される場合は人数制限を行うこと。
- ④ 事故及び怪我防止のため、ヘルメット及びプロテクターを必ず着用するよう指導すること。

## (3) 利用の監視

- ① 利用監視を適宜実施すること。
- ② 危険な行為、他人に迷惑となる行為を発見した場合は直ちに利用の指導を行うこと。

## 6. その他

スケートボードパークの管理又は利用に関して、疑義が生じた場合は野田市と協議をすること。